

## 様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

### 1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

#### ① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 被災した農用地約420haについて被災の程度の応じ、除塩・ヘドロ除去対策、農道・ため池・用排水路の基盤施設復旧対策、排水機場の復旧対策、さらには再ほ場整備による面整備対策を推進し、農用地の復旧を推進する。
- 除染実施計画に基づき、国・県・関係機関と連携し放射性物質の除去対策を推進し、安全な農地の復旧を実現する。モニタリング検査結果に基づき、安心・安全な農作物であることを発信する。
- 基幹農業者、農業組織体への農地の集積を図るとともに、大規模区画によるほ場整備を推進し、大規模水田農業の実現を図る。
- 農業法人、集落営農等の営農組織体の設立を促進、育成を支援し、農業経営体の基盤強化を図る。
- ニラ、イチジクなどの特産品のより品質の向上、生産体制の強化、新しい流通ルートの開発を図り「ブランド化」を推進するとともに、農産加工品の開発を進め、6次化による高付加価値農業を実現する。
- 低炭素、省エネルギーによる大規模野菜工場の農業企業体の誘致を図り、新しい農業生産、経営を展開する。
- 農業、山・里・海の豊かな自然環境を資源に、グリーンツーリズムを開拓し、都市住民の活力を地域に導入し、都市住民との連携による新しい農村社会づくりを推進する。

#### ② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

##### ・（農地復旧事業）

- 除塩対策工事—被害の軽微な田については、除塩・ヘドロ除去対策により復旧する。

区域名	面積	実施時期
木崎、駒ヶ嶺地区 他	75.0ha	平成23年度

- 農地復旧工事—畦畔、用排水路の一部損壊した田について、基盤施設整備により原形復旧する。

区域名	面積	実施時期
富倉、藤崎前地区 他	53.2ha	平成23年度
水分、車田地区 他	97.0ha	平成24年度

- 区画整理工事—区画形状が著しく損壊した水田については、再ほ場整備により復旧する。

区域名	面積	実施時期
作田前地区	26.8ha	平成24～29年度

なお、上記以外で復旧工事等が未確定の農地（沿岸部、用途地域内、集落周辺に散在する小規模な農地）等については、今後、復興計画の推進に合わせ復旧又は適切な土地利用を検討していく。

- （湛水防除復旧事業、ため池復旧事業）堺川、三滝川、砂子田川、濁川、地蔵川河口の排水機場の復旧工事、損壊したため池の復旧工事を推進する。
- （作田地区ほ場整備事業）大規模区画による区画整理（上表参照）
- （農業経営再建資金助成）農業機械・設備・資材導入のための資金、その再建のための資金を助成し、農業経営再開を支援する。
- （植物工場誘致事業）メガソーラー発電と連携した、植物工場企業の誘致
- （道の駅整備事業）国道6号等幹線道路沿道での道の駅開発による地場農産品の販路拡大
- （観光農業整備事業）被災跡地、耕作放棄地等を利用した観光農園開発、都市住民との交流開発

（注）（1）「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

## 2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

### ① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・JR常磐線西側の農地については、農地復旧事業により、優良農地として復旧・確保する。
- ・その他の被災農地についても、農地として復旧・復興を基本とする。
- ・耕作放棄地対策としては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度、農地・水保全管理支払交付金制度、及び戸別所得補償制度を活用し、その解消や発生抑制を行う。

### ② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・JR常磐線西側の被災農地（田）については、農地復旧事業、大規模区画のほ場整備事業を推進、農地の集積を図り、大規模営農を実現する。
- ・その他の農用地については、用排水路施設、ため池、農道の生産基盤施設整備により、農地・農業を復旧・復興する。
- ・町西側の丘陵部等の耕作放棄地、山林を活用して、農業組織体への農地の集積や野菜、果樹、園芸農業の高付加価値農業を推進する。
- ・経営再開の意志がある被災した農家に対して、被災農家経営再開支援事業で助成を行い、農業の再生と早期の経営再開を行う。
- ・市街地開発事業、集団移転促進事業と連携し、農地・宅地の土地利用区分の明確化と農地整備の推進を図る。
- ・甚大な被害を受けた沿岸部の農地は、農地として復旧することを基本としつつ、植物工場の誘致や、復興のために必要な防災緑地や水産業・観光施設用地等の施設等の整備も検討する。

### ③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスターplan及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

## 3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。）

### 別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

## 1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式 1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積	事業主体	施行予定期度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
B-1	作田東地区	防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業	住宅地	2.02ha	0.67ha	2.02ha	— ha	新地町	H24～32	83人(22戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外	I区域(磯山地区) 面積:1.70ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、42人(13戸) 移転跡地:津波被害軽減のための防災緑地を整備
B-2	作田西地区			3.97ha	0.16ha	3.97ha	— ha			118人(36戸)		II区域(塙浜地区)、 面積:11.90ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、177人(55戸) 移転跡地:津波被害軽減のための防災緑地を整備
B-3	岡地区			1.85ha	1.77ha	1.85ha	1.77ha			104人(33戸)		III区域(作田地区) 面積:0.67ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、25人(8戸) 移転跡地:津波被害軽減のための防災緑地を整備
B-4	雁小屋地区			5.57ha	2.16ha	5.57ha	1.18ha			285人(88戸)		IV区域(釣師地区) 面積:18.3ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、506人(167戸) 移転跡地:津波被害軽減のための防災緑地を整備
B-5	大戸浜地区			2.82ha	0.80ha	2.82ha	— ha			82人(32戸)		V区域(牛川南地区)、 面積:1.76ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、14人(5戸) 移転跡地:津波被害軽減のための堤防及び水産業・観光施設用地として使用
												VI区域(大戸浜1地区)、 面積:12.26ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、277人(93戸) 移転跡地:津波被害軽減のための堤防及び水産業・観光施設用地として使用

B-6	富倉地区	防災集団 移転促進 事業	住宅地	0.57ha	0.57ha	0.57ha	— ha	新地町	H24～27	22人 (7戸)	VII区域(大戸浜2地区)、 面積:1.00ha、非線引き都市計画区域の用 途地域外、17人(6戸) 移転跡地:津波被害軽減のための堤防及び 水産業・観光施設用地として使用
B-7	雁小屋西地区			0.72ha	0.49ha	0.72ha	0.39ha			23人 (6戸)	VIII区域(今泉地区) 面積:2.13ha、非線引き都市計画区域の用 途地域外、34人(11戸) 移転跡地:津波被害軽減のための堤防及び 水産業・観光施設用地として使用
C-19	新地駅周辺	都市施設 の整備に 関する事 業	業務地	26.1ha 2.3ha	— ha 2.3ha	— ha 2.3ha	— ha 2.3ha	新地町	H25～31	非線引き 都市計画 区域の用 途地域内 外	IX区域(新地駅周辺地区) 面積:26.1ha、非線引き都市計画区域の用途地 域内外 移転跡地:一団地の津波防災拠点市街地形成 施設事業により町が用地買収し、原位置で土地 利用変換し、産業・観光・交流施設用地として 使用
計				43.62ha 8.92ha	6.62ha 19.82ha	17.52ha 5.64ha	3.34ha 5.64ha			717人 (224戸)	

注) C-19地区の土地利用方針については、農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったため農地面積から除外

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているもの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と

最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。

- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（I、II、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：作田東地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は、各戸の浄化槽又はコミュニティ・プラントを設置し処理した後、排水路へ放流、雨水排水は、調整池で流量調整を行った後、排水路へ放流する計画である。
- 復興整備事業の施行区域内には、廃止・付け替えが必要となる農業用排水路は無い。
- 法面保護・適切な造成により土砂の流出・崩壊を防止する。  
以上から、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

土地利用基本計画の森林地域の変更を本復興整備計画に記載している。

地区名：作田西地区

(別紙様式2)

地区名：岡地区

(別紙様式2)

地区名：雁小屋地区

(別紙様式2)

地区名：大戸浜地区

(別紙様式2)

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・汚水排水は、公共下水道整備区域に編入、雨水排水は、調整池で流量調整を行った後、排水路へ放流する計画である。
- ・復興整備事業の施行区域内には、廃止・付け替えが必要となる農業用用排水路は無い。
- ・法面保護・適切な造成により土砂の流出・崩壊を防止する。  
以上から、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

土地利用基本計画の森林地域の変更を本復興整備計画に記載している。

地区名：富倉地区

(別紙様式2)

## 地区名：雁小屋西地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
	該当なし							
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚水排水は、各戸の浄化槽又はコミュニティ・プラントを設置し処理した後、排水路へ放流する。</li> <li>復興整備事業の施行区域内には、廃止・付け替えが必要となる農業用用排水路は無い。</li> <li>適切な造成により土砂の流出・崩壊を防止する。 以上から、周辺農地での営農に支障は生じない。</li> </ul>								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
平成24年度予定（農用地利用計画の変更）								

## 地区名：新地駅周辺地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
1	団体営土 地区画整 理	町裏	新地町	40.9ha	S56～ S60	農地：2.3ha 農道：84m 水路：121m	完了	補助
2	中浜田排 水機場	中浜田	福島県	111.1ha	S62～ H2	農地：2.3ha	完了	補助
3	松ヶ房ダ ム	松ヶ房	福島県	田：219.3ha 畑：35.0ha 樹：37.0ha	S59～ H9	農地：2.3ha	完了	補助

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・周辺への汚水排水の対策：各施設毎に浄化槽又はコミュニティ・プラントを設置し処理した後、排水路へ放流する。
- ・周辺への雨水排水の対策：調整池で流量調整を行った後、排水路へ放流する計画である。
- ・農業用水の対策：既存の用排水機能を確保することにより、従前の農業用用水機能を保全する。  
　以上のような対策を行い農業用用水の機能維持を図ることで、農林水産課（農業用水の統括管理者）と確認調整済みであり、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

平成30年度予定（農用地利用計画の変更）

平成30年度予定（用途区域の拡大）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。